

議案第15号

農業委員会委員の任命について

次の方を佐野市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■ ■■■■■	村 檉 太 郎	■■■■■ ■■■■■	■■■■■

理 由

本市の農業委員会委員は、本年7月19日をもって任期満了となりますので、その後任者として新たに任命することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

農業委員会等に関する法律抜粋

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2・3 …省 略…

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(1) 認定農業者である個人

(2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

農業委員会等に関する法律施行規則抜粋

(認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合)

第2条 法第8条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に30を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第5条第1項第4号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第8条第5項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とするとき。

イ 認定農業者等であつた者

- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
 - ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第10条第1号において同じ。）である個人
 - ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
 - ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員
 - ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
 - ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人
 - チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
 - リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。）である個人
 - ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人
- (2) 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする事とすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするとき。
- (3)―(5) …省 略…

(認定農業者である法人の使用人)

第3条 法第8条第5項第2号の農林水産省令で定める使用人は、認定農業者である法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者とする。

履 歴 書

住 所 [Redacted]

村 樫 太 郎
[Redacted] 生

経 歴

- 1 平成15年 4月 [Redacted]
- 1 平成15年10月 [Redacted]
- 1 平成19年10月 [Redacted]
- 1 平成31年 1月 [Redacted]

賞 罰

[Redacted]